

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時 平成22年11月22日(月) 午後6時～午後9時10分
 ■場 所 小田急仙台ビル4階 会議室2
 ■出席委員 江成委員 持田委員 風間委員 境田委員 鶴見委員 永幡委員
 西田委員 溝田委員 安井委員 山本委員 伊藤臨時委員
 ■欠席委員 武山委員 平吹委員 宮原委員 横山委員
 ■事務局 小林環境局次長兼環境部長 高橋環境都市推進課長
 川辺参事兼環境企画課長 石井環境対策課長
 (環境都市推進課環境調整係)

事業者1	新仙台火力発電所リプレース計画 事業者
事業者2	仙台市富沢駅西土地区画整理組合 設立準備委員会
事務局	<p>【次第1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査会成立報告
事務局	<p>【次第2 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料確認
江成会長	<p>【次第3 審議】</p> <p>《公開・非公開の確認》</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息場所に関する事項があれば非公開とする。</p> <p>→ (各委員了承)</p> <p>審議事項（1）のハヤブサの営巣場所について、事業者の敷地内で一般の方は立ち入りができない場所であり、情報を公開しても生息域が犯される可能性はないことから公開の審議とすることについて。</p> <p>→ (各委員了承)</p> <p>《署名委員の確認》</p> <p>議事録署名委員 安井委員に依頼</p> <p>→ (安井委員了承)</p> <p>それでは審議に入る。</p> <p>まずは「新仙台火力発電所リプレース計画準備書」に関する第3回目の審議となる。本日は前回指摘した事項などについてご議論いただき、事務局が作成した準備書に対する答申案についても併せてご審議いただく。</p> <p>また、「事後調査計画書（案）」についても前回のご議論を踏まえての修正案が事業者から示されるので、それについてもご議論願う。</p> <p>それでは「新仙台火力発電所リプレース計画」の資料について、説明をお願いする。</p>
江成会長	

事務局（環境調整係長）	資料1－1から3までの内容について、事業者から説明する。 それらについての審議後、資料1－4について事務局から説明する。
事業者1 江成会長	(資料1－1, -2, -3について説明) それでは、ただいまのご説明に対して委員の皆さんからご質問、ご意見をお願いする。
境田委員	大気質について2点伺いたい。第1点は、資料1－2、2ページ目の3のところで、卓越風向とそれがあり余り意味がないのではないかという意見に対して、できる限り風下の影響について把握するため測定期間を延ばすというふう対応が示されたが、これは、つまり1カ月測定すれば風下に引っかかることがあるだろうという意味か。
事業者1 境田委員	そういう考え方である。 それは、大気質の専門から言うとかなり乱暴な話である。風向きが違うというのは、同時に気温の状態や、いろいろな気象条件、大気汚染に影響を及ぼす条件が違うことを意味する。だから、風洞実験でちょっと向きを変えるような話とは違い、実際のフィールドでは、風向きが違えば天気も温度も違う。それらが複合して汚染濃度にかかわってくるので、この対応は、大気科学の立場からは認められないと思う。
事業者1 境田委員	建設機械の稼働に伴う予測は1日の気象条件で予測しているので、当初、測定は1日でよいと考えていたが、統計的にもう少し測定した方が良いのではないかということで1週間とした。しかし、やはり1週間でももしかすると民家の方が風下にならない可能性もあるので、基本的には1日のデータをとるためではあるが、1カ月程度実施すれば良いのではないかという考え方である。 その考え方方は問題である。いろいろな事例を集めればたまたま風下になることもあるだろうという予測の立て方は違うのではないか。卓越風向に対して風下で測るべきである。違う場所であっても、たまたま風向によって風下になることがあります、そのときに測定すればいいんだろうというのでは、ほかの条件が違うので評価したことにならない。やはり卓越風向の風下地域で測定したほうが良い。
事業者1	これについてはきちんと検討したい。しかし、卓越風向で実施すると、どうしても道路の影響と周りの工場の影響を受けるので、私どもの会社の影響は把握できないのではないかと考え、地域の工場の影響がない隣接地にある民家に影響が行くところを選んだつもりだった。

境田委員	<p>その困難は了解しているが、1ヶ月測定することによってその問題がクリアされるという考えは少し違っている。</p> <p>第2点目であるが、資料1-3でAと判定されたものについてである。濃度が小さく測定下限未満になるという理由でと書いてある。これも前回に指摘すればよかったです、資材等の搬出入にかかる部分というのはそもそもバックグラウンド値が高い。だから、この工事に伴う影響がこういう測定下限未満になるということだと思う。しかし、そもそもバックグラウンド値が高く交通渋滞が起こりやすいようなところでは、数パーセントの増加であっても、その影響というのは数パーセントではないと思う。既に渋滞が起こりやすいところで、この事業の工事車両が加わることによって、その影響が数パーセントで収まらなくなる可能性がある。だから事後調査のときに、機械的に数パーセントの増加だから、その影響を上乗せする量が小さいということでは多分済まないのではないかというのが心配である。</p>
事業者1	<p>準備書347ページに予測結果があるが、バックグラウンド濃度が0.031となっている。それに対し工事関係車両の予測値、これは0.00019という数字になる。そういう意味で、小数点以下4桁にやっとあらわれるような数字であると我々は考えた。</p>
持田副会長	<p>今の境田委員の発言は、単純に車両数に濃度が比例するのではなく、渋滞が生じて車両一台あたりの汚染物質発生量が増えて、汚染濃度が上がるのではないかというご指摘かと思う。交通シミュレーションにより、今までスムーズに流れていたところが、渋滞しないかということを確認したかという質問ではないか。</p>
事業者1	<p>交通のシミュレーションはしており、信号機のあるところでは1回ぐらい待たせるのが増えるのではないかというぐらいまでの予測はしている。仙台火力発電所の事例もあり、そこでも大きな苦情などはなかったので大丈夫ではないかと思ってはいる。</p>
境田委員	<p>この件については私も強い確信があつて言っていることではない。線形的に増えるだけではすまないのでないかということが心配である。</p>
江成会長	<p>交通量についてのシミュレーションを行っているということだが、そのシミュレーションによると、渋滞などが発生するレベルにはなっていないということか。</p>
事業者1	<p>時間帯によってではあるが、交差点では1回程度信号機を待たせる回数が増える。渋滞が発生することは確認していない。</p>
持田副会長	<p>工事関係車両の寄与濃度をただ足していくというのは、バックグラウンド濃度が変わらないということを前提としている訳だが、境田委員のご質問は、信号1回分待たせればバックグラウンド濃度が変わるでしょうということだ</p>

	と思う。
境田委員	交通シミュレーションは、このバックグラウンド値とは関係ないのか。
事業者1	関係ない。
境田委員	そういう測定値があるというだけで、渋滞を上乗せした結果ではないといふことでいいか。
事業者1	そのとおり。
境田委員	つまり、この予測値には、渋滞は（信号待ちが）1回ぐらい増えるという交通シミュレーションの結果は入っていない。
事業者1	今でも1回は引っかかっているのだが、通勤時間帯と夕方、朝夕1時間ずつどうしても1回分増える。
風間委員	今の話に関連して質問したい。
	準備書348ページに交通量の予測が書いてある。将来交通量の工事関係車両の割合が例えば10%とか5%とか増加したときに、なぜ先ほどのバックグラウンド濃度に対して桁が2桁も違うような程度の差しか出でこないのか。つまり交通量の増加に対して寄与濃度が小さすぎないのか。
事業者1	交通量は道路際で測定している。測定場所はもともと工場地帯であり、その他の影響のバックグラウンドも含まれての今の現況の濃度であり、もともと住宅地でも例えば0.02ppmとかあるのに対し、さらにまた道路交通が加算されているということである。
風間委員	一般車両の寄与濃度と工場からの寄与と二つがバックグラウンドに入っているということか。了解した。
事業者1	補足すると、347ページの表のバックグラウンドというのは、その測定局の年間の98%値が0.031ということであり、環境基準は0.04～0.06であるが、それに対して増加分は0.00019と0.00028と十分低く、仮に10倍になったとしても、将来環境濃度は環境基準を大きく超えないと考えている。
風間委員	了解した。
事業者1	それから、（建設機械の稼働であるが）358ページの気象の条件の選定であるが、調査したときの日平均値が最大値となった日、つまりバックグラウンド値が一番高くなった日の気象条件を用いて予測をしている。この気象条件と合致する気象条件の監視はできないので、ある程度の測定期間を設けることにより発電所の影響を見る能够性があるのではないかと考えている。
	もう一つの理由としては、建設機械ということで煙源が低いため、距離に比例して普通は濃度が高い方からだんだん低くなっていくのが普通であり、今回の予測結果が360ページに示されているが、約1キロ程度離れたところで最大値が出ている。一方、最寄りの民家は600メートルのところにあ

	<p>ので、より高濃度が出る可能性があるということで、民家側で測定し、測定期間を長くすることによって影響が把握できるのではないかと今回考えた。</p> <p>境田委員、いかがか。</p> <p>測定結果は重大なことにはならないとは思う。0.031に対して0.04を超えるような結果にはならないかとは思うが、数パーセントに対してこれだというその説明のされ方が、実態とは違うと思っている。</p> <p>仮に電気自動車を使って、新たな工事用車両が一切汚染ガスを出さないとしても、渋滞を起こせば既存の車両からの発生量が増えるのではないかということだと思う。</p> <p>これに答えるためには、バックグラウンド濃度に対する車両からの排出の寄与は少ないということをまず言うべきではないか。今の話だと、周りのいろいろな工場等の影響でバックラウンドの相当部分が形成されているというご説明をされた。車両交通起源の排出の影響が少ないと予想される、どれだけ多く見積ってもこれぐらいだと予測されるということは、もう少し論理的に説明できるように思う。</p> <p>二つの件でご指摘があった。両者の説明を合わせて聞けばそれなりに合理的な考え方でもあると判断できる。</p> <p>ただ、特に風下の問題については、ここの文章に書かれているような説明だと、やはり納得しがたい感じがする。風下の影響について把握するのに時間を延ばせばなぜ可能なのか。</p> <p>やりとりの中での説明は、書類上はどのようになるのか。この対応について文章が残ることになるのか。</p> <p>本日の資料の1-2の修正ということか。</p>
事務局（環境調整係長）	<p>そのとおり。</p> <p>議事録としては残るが、やりとりの反映は事後調査計画書が正式提出されるときに文書化という形で残る。工事着手前に事後調査計画書を提出するという条例上の定めがあるので、それまでに修正があれば修正した形で計画書としての提出を受けるという形になる。</p>
江成会長	<p>資料1-2については、今回の審査会の資料であるので、このまま公文書として残る。</p>
江成会長	<p>それでは、事後調査計画書を書きかえていただき、今の口頭の説明がきちんと表現できるような記述にしていただくということにしたい。</p>

事務局（環境部参考）	<p>事務局として一言言わなければならないことがあるので、準備書359ページをご覧いただきたい。二酸化窒素については国の環境基準0.04から0.06というゾーン値があるが、仙台市の環境基本計画においては一番低い方0.04以下に抑えるということですっとやってきており、新しい環境基本計画でもそれは踏襲する予定である。</p> <p>そういう趣旨で、今回の予測の濃度が0.0398と、ぎりぎりの数字が出ているので、そういう視点から、仮に事後調査等を行う場合には簡略化ではなくきっちりやつていただいた方がよろしいのではないかと、そういう視点でご審議いただければということを今さらで申しわけないが、お話しさせていただきたい。</p>
事務局（環境部次長）	<p>簡略化ではなくやることになっているのかもしれないが、趣旨として、国の環境基準0.04から0.06の範囲内、つまり0.06を超えないといいという形になっているわけだが、仙台市としては、より大気環境をよくするために、国で定めている環境基準の最低下限値0.04以下にしようという環境基本計画の目標になっており、そこが抜けていた。そうすると先ほど境田委員が言われたように、例えば渋滞が起こったときにこの0.0398だと場合によっては0.04をオーバーしてしまうかもしれない。環境基準は満たすけれども、仙台市の環境基本計画で定めている基準は満たさないということになってしまことがあるということに、今気づいた。そこをどうしたらいいかというご議論をいただきたい。</p>
事業者1	<p>359ページは建設機械による稼働であり、道路の関係ではない。</p> <p>もう1点は、簡略化という話があったが、仙台市のマニュアル上では、最大時のピークの1週間測定するとなっており、当初1週間測定を予定していたが、先ほどの風向の出現頻度等があるために、今回1ヶ月間と期間を延ばして調査をする予定ということで重点化になるのではないか。</p>
江成会長	前段の話は対象が違うと。
事業者1	また、予測地点は多賀城市、七ヶ浜町である。
山本委員	<p>先ほど工事関係車両のパーセンテージが非常に低いという話があったが、NOxはディーゼル車からより多く排出される。特に工事関係の大型車関係は沢山排出するはずである。一般車両の中に占める大型車、工事関係車両に占める大型車の割合で見ると、3.数%ではなく約50%ぐらいである。これらの条件でシミュレーションを実施したときの考え方はどうだったのかが疑問である。もっと値が高くなるのではないか。</p>

事業者 1	<p>準備書 346 ページ上のほうに、小型車と大型車の排出量の考え方がある。小型車が 1 台あたり 0.082 であり、それに対して、大型車は 1.4 という数字を使用し予測している。</p> <p>つまり、大型の方が小型の 1.5 倍とか 2.0 倍ぐらい発生させるということを書いており、その値を使用して排出量を計算している。</p>
山本委員	<p>単に工事関係車両の割合ということでこの数値を使ったわけではないという答えか。それにしても予測値が低過ぎるような気がする。</p>
江成会長	仙台市以外のことについて言及するのはなかなか難しいところになる。
永幡委員	地理関係がよくわからないので教えてほしい。多賀城のこういうポイントで、ぎりぎりの値が出た場合に、風向きなどを考え仙台市側はどうなると予想されるのか。
境田委員	多分拡散されながら仙台市に入ってきて、影響は小さくなるだろうということになる。
事務局（環境局次長）	仙台市では、市民の声、議会の声もいただいてより厳しい値をと決めている。しかしそれぞれ自治体の状況があり、多賀城市の方に今回測定点があるということであれば、環境基準そのものが、ご承知のとおりかなり安全圏内で数値を定めているので、そんなに大きな支障が及ぶようなことはないという前提のもとで、私どもとしてはやはり仙台市としてはそれ以上のことは申し上げられないと思う。
安井委員	非常に市境に接しているので、これが終わってから環境影響評価は県にもいくと思うが。
事務局（環境局次長）	そのとおりである。
安井委員	これは法アセスなので、市の方も県の方も、環境省の方からも意見をいたすことになる。
事務局（環境局次長）	県に行ったときに、0.04 以上になっている、という意見が出ることもあるかもしれないということか。
事業者 1	<p>今の件については、私どもの考え方としては、最寄りの民家で測定することで期間も延ばしているが、どんなデータになるか確認し、その結果、場合によっては延長も辞さないと思う。事後調査計画書（案）16 ページにも、調査の結果、問題がある場合には提出を待たずに市に報告し、適切な措置をとる旨が書かれている。結果を見てからご判断いただくということいかがか。</p> <p>また、先ほどの私どもの資料 1-2 の 2 ページの書きぶりが余り良くない</p>

	<p>というご指摘があったので、そこを修正し差しかえをさせていただくということでおろしいか。</p>
山本委員	<p>準備書346ページのデータと345ページのデータでざっと概算すると、347ページの工事関係車両のNOxの寄与濃度はもっと大きくなると思う。もう一遍計算式を出していただけないか。確認をしてほしい。この数値になるというもとの計算式をどこかに示していただき、この数値が、確かにどうかを確認していただけるとありがたい。</p>
事業者1	計算式は343ページから拡散計算ということで示している。
山本委員	それぞれの将来交通量に対して窒素酸化物の排出係数を掛け、それで工事関係の寄与濃度を出したと、おっしゃった。その計算だとどうも示された数値が小さ過ぎるよううに思うので申し上げた。数値をきちんと入れたものをしてもらえるとありがたい。
事業者	評価書の時点で考えてみたい。
江成会長	山本委員、評価書の時点で再度わかりやすく出していただくことでおろしいか。
山本委員	そうしていただきたい。
江成会長	先ほど風間委員から話のあったバックグラウンドの中で、自動車交通量がどのくらいなのかということによっても全体への影響というのは大分違ってくるだろう。
山本委員	式は出ているが、実際に当てはめた数値が出ていないので、確認をさせていただきたいということである。
	もう一つは、先ほどかなり安全側の値を設定されているという環境基準の話であるが、ご存じかと思うが、この0.04から0.06ppmというのは、後になって高めに設定し直された環境基準である。当初は0.04ppmを最高としていた。後にそのころの車の事情もあって高めに設定し直されたという歴史的な背景もある。仙台市ではないから(環境基準内の値なら)いいだろうというふうに言っていいものか(環境省も0.04ppm内とすることを勧めているはず)。
江成会長	それでは、一応基本的な取り扱いについて、調査の結果、問題がある場合には協議するということを基本にしていただく。なお、ご説明の記述については少し工夫をして直していただいて公文書とする、としたらどうかと思う。
事務局(環境調整係長)	この書類は、一旦審査会に提示しているので、差しかえでの修正は難しい。事後調査計画書については着手までに提出をいただくものなので、それまでに、審査会にもう一度報告いただく、または修正したものを委員にご提示するなど、何らかの形で対応できないかを事業者と協議したいと考えている。

江成会長	<p>書類上の取り扱いはそういうことにしていただきたい。</p> <p>0.04から0.06の問題は、仙台市ではないということもあるが、やはり仙台市の目標値が0.04ということがあるので、それを十分頭の中に入れていただいて対応を考えていただくということもこの仙台市のアセスの審査会から事業者の方に要望したいと思うが、そういう扱いでよろしいか。</p> <p>→(了承)</p>
鶴見委員	<p>動物の調査の部分で、野生動物はタヌキとキツネとイタチが調査で出ているが、ノネコなども含めた動物ということか。現在はノネコなどは侵入していないという理解でよろしいか。</p>
事業者1	<p>ノネコも一応動物の対象としているが、確認はしていない。</p>
鶴見委員	<p>ほかの場所だが、こういった隔離された施設の中にノネコや野良犬が進入し、事業地内で繁殖しているものを食べてしまうという事例がある。主に稼働後になるかもしれないが、事業地内を定期的にパトロールし、兆候があるなどの確認を今後実施する方が良いと思う。例えばヒバリなど地上営巣性のものは、ネコなどがいれば簡単に食べられてしまうので、そういうことにも配慮いただきたい。</p>
事業者1	<p>了解した。</p>
伊藤委員	<p>資料1-3、10ページの海生動植物の調査方法で、魚等の遊泳動物は漁獲統計の整理・解析、潮間帯生物も文献による情報の整理となっているが、具体的にはどのように実施するのか。漁獲統計をどのように整理される予定なのか伺いたい。</p>
事業者1	<p>漁獲統計は県で整理している統計、港湾課で年に1回、潮間帯などの調査を実施しているので、そのデータをいただく。準備書120ページにある仙台湾沿岸環境調査報告書は国交省で出しており、準備書121ページにその結果を記載している。また、119ページに漁獲量調査を示しており、これらを参考にしている。</p>
伊藤委員	<p>近くの浜の市場などに行って情報をもらうのかなと思ったのだが、七ヶ浜などの組合などではなく、漁獲統計なのか。</p>
事業者1	<p>現地調査では漁港に行って確認したが、今のところそう考えている。</p>
伊藤委員	<p>了解した。あと文献調査というのもこういう情報からという意味か。</p>
事業者1	<p>基本的にはそうである。</p>
伊藤委員	<p>この件に関してだが、準備書の報告を見ると、準備書の方はかなり緻密に広範囲に調査を実施し、膨大なデータをとられておりすごいと思って見ていたが、事後については、かなり絞り込んだ形での事後調査という理解でよろしいか。</p>
事業者1	<p>そのとおりである。絞り込んだ。</p>

伊藤委員	その中で漁獲統計や目視観察、採泥をしてのマクロベントスの調査などの項目となっているが、これだけで本当にいいのかという不安がある。今回、桟橋ができるということがあり、そこが一つポイントとなり、運転開始後1年目に年2回実施するということになっている。運転開始後というのは随分先の話であり、その間の変化は特に考えなくていいのか不安である。その辺はどうお考えか。つまり海の中のこと難しいとは思うが、工事前、工事中、工事後にどのように影響しているのか、その間の変化のプロセスをきっちり押さえていた方が、逆に運転開始後の変化は特にない、自然の中での変化であるということを言えるのではないかと思う。その辺のご判断を聞かせていただきたい。
事業者1	仙台港の調査は毎年行われているので、それらのデータを追いかけながらいけばいいかと思っている。
伊藤委員	それらも利用してぜひ解析していただきたいと思う。
事業者1	了解した。
江成会長	欠席の委員から事前にご意見をいただいているということなので、事務局からお願ひする。
	(追加配布資料ー1を配布)
事務局(環境調整係長)	ただいま配布したのが欠席の委員から事前にいただいた意見である。
江成会長	それでは、この意見に対する対応方針を事業者から説明願いたい。
事業者1	新たに敷地の北側に創出する樹林地については、準備書で生態系としての予測・評価は行っていないため、事後調査の対象とは考えていないが、事後調査の中で動植物の事後調査を実施し、樹林地も含めて動植物相を把握していきたいと考えている。
江成会長	事後調査関係についてはいろいろご意見をいただいたので、それはぜひ事業者の方にも考えていただきたいと思う。
	それでは、次に準備書の答申案について議論をしていきたいと思う。
事務局(環境調整係長)	(資料1ー4について説明)
江成会長	それでは答申案に対して委員の皆さんからご質問、ご意見をお願いしたい。
鶴見委員	個別事項の(1)は営巣しているハヤブサにだけポイントが当てられているが、事業地内では営巣していない個体や、周辺を例えば止まり場として利用したりするものもあるので、営巣しているという言葉がなくてもよいのではないかと感じた。
	また、求愛行動期間だけではなく繁殖時期全体という捉え方で、ハヤブサの冬期に始まる求愛行動期間も含めた繁殖期間とした方が良いと思う。

西田委員	今の求愛期間と繁殖期間の話については賛成だが、事実上、事業者の立場としては煙突の撤去工事をできる期間が非常に短くなると思うが、対応可能なのか。撤去工事自体どれぐらいの時間をかけてやるものなのか。求愛行動期間だけだと2～3ヶ月だが、繁殖期間まで入れたら6ヶ月ぐらいかかるてしまうのではないか。そうすると撤去できる期間が非常に短縮される。事業者としては全体の撤去スケジュールがあるのではないかと思うが、対応可能なのか。答申なので事業者に聞くべきものではないのか。
江成会長	事業者では繁殖期間に考慮することだったものに、それに繁殖期間に加えて求愛行動期間も含めたらという、そういう要望をするということである。
事業者 1	準備書の記載は、営巣してからだとだめなので、繁殖期間を避けて工事を開始する、繁殖期間に工事を実施しないのではなく、繁殖する前に撤去工事を開始すると準備書では書いている。繁殖期間は工事をやらないとなるとやはり半年程度工事ができないということになるので、繁殖が始まる前、または終わった後から撤去工事を開始するというような書き方にしている。
鶴見委員	できれば終わった後の方がいいかもしれない。一時的には煙突が2本立つわけで、新しいものにいくかもしれないし、また古いのに作る可能性もあるので、撤去するのはできれば繁殖が終わって、巣立ちしてしまった後の方が少し安心と思う。いずれにしても求愛期間も繁殖期間に含めるような形でやっていただければと思う。
事業者 1	了解した。
江成会長	それでは、2の個別的事項の（1）については、文章を今決める。
事務局（環境調整係長）	「既設煙突の撤去工事は、冬期に始まるハヤブサの求愛行動期間も含めた繁殖期間に配慮して行うよう求めるべきである」という形でよろしいか。
江成会長	それでは、今修正をした文章ということで、答申案について、よろしいか。
事務局（杉野目）	ただいままでご審議いただいた中で、評価書に反映していただきたい部分が幾つかあったかと思うがそれらは答申案に含めなくてもよろしいか。
安井委員	山本委員からのご意見や、鶴見委員からのネコや野良犬が入ってこないようバトロールが必要ではないというご意見があったかと思う。
山本委員	準備書ではなく、事後調査の話ではなかったか。
	事後調査の話ではあるが、評価書の中にそれが書いてあった方が良いのではないかというお話ではないか。実際に数値がここにあるので、これを根拠に事後調査が行われるとおかしくなるのではないかということだと思う。先ほどから考えて、事後調査できちんと対応していただければそれでもよいかと思うようになった。

江成会長	それでは、先ほどのやりとりの中では、評価書の段階でもう少しわかりやすくということだったので、それを入れるということにするか。
事務局（環境調整係長）	それは全体的にということか。それとも、先ほどの窒素酸化物の予測についてということか。
江成会長	個別のこととよろしいか。
山本委員	個別でよい。
江成会長	ネコの話も準備書にかかる要望ということになるか。
鶴見委員	準備書ではなく事後調査でよいという気がする。
江成会長	この段階で過去の調査報告書を持ってくるというのは難しいので、事後でも良いのではないか。
江成会長	先ほどのご発言では、事後調査のときにそういうことを考慮して実施していただきたいということだったかと思うので、事後調査にかかる要望ということにする。
	それでは、個別のことについてもう一つ追加になるので、それについては、文章を作成して、私と副会長にお任せいただくということでよろしいか。 →（各委員了承）
西田委員	全体的事項の①のところ、「本事業の優れた環境保全措置のひとつ」というのは、これはどこにかかっているのか。つまり「優れた環境保全措置」というのは、何が優れていると書きたかったのか。
江成会長	これは「樹林地および草地・芝地の創出」にかかっているのではないか。
西田委員	審査会としてここで事業者の取り組みを評価している形になっているが、何が優れているかというのが、わからなかつた。
江成会長	「樹林地及び草地・芝地の創出」というのは、具体的な行為ということになる。それが「立地・地域特性に配慮・順応した生態系の創出」というふうに評価できるということであるが、その記載が不十分だから明確に示したらどうですかという趣旨である。
西田委員	あえて言えば、なぜここにだけ「優れた」が入るのかという疑問がある。
江成会長	きちんとこの審査会で優れていると評価をすること自体は決して悪くはないと思うが、生態系にかかる委員の方々、いかがか。行き過ぎではないかということがあれば。
安井委員	先ほどのように、どこにかかるかの解釈が委員間で違っているということは、この修飾語は削除し「本事業の環境保全措置のひとつである」という方がよい。
永幡委員	文章的に読むと、片方は「環境保全措置」で、もう片方は「観点」なので、「措置」というのが前者にかかる、「観点」というのが後者にかかるだらうと読むのが自然な気はする。

安井委員	もっと前にも似たような例があったが、きちんと伝わらない文章というのは多分よくないと思う。
永幡委員	「かかる」の後に点を入れるだけで随分違うのではないか。
持田副会長	「優れた」がついているかどうかは、優れているかどうか、優れたと言つていいかどうかという問題で、文章の構造とは違うと思うが、私は今読んでいて、「にかかる」の部分の意味がよくわからなくなつたのだが。
事務局（環境局次長）	単純にかかわる、関係するというだけのものである。
持田副会長	環境保全措置の一つなのは、その一つ目の括弧の芝地の創出で、それにかかわる生態系の創出をしなさいと言つてはいるわけか。
山本委員	位置づけを明確にしなさいということではないか。
事務局（杉野目）	立地・地域特性に配慮・順応した生態系を創出するという視点を事業者が持つているということが、優れているというご意見だった。
持田副会長	そうすると、文章の構造の理解が違う。
事務局	観点が優れているので、それがわかるように記述した方がいいのではないかということではないか。
安井委員	「という優れた観点について」ではないのか。
持田副会長	もし入れていいなら、観点の直前に「優れた」を入れればよい。
山本委員	例えば、この樹林地及び草地・芝地の創出について、一定の（立地・地域特性に配慮・順応した生態系を創出するという）観点で明確な記載をするとよい。
風間委員	記載が不十分だから優れていないのでは。
江成会長	このように書いたということは、観点は優れているということだろう。
事務局（環境局次長）	今の議論から単純に言うと、「本事業の環境保全措置の一つである「樹林地および草地・芝地の創出」は、「立地・地域特性に配慮・順応した生態系創出」という観点から優れているので、そのことについて記載を明確にすることとなるのではないか。
安井委員	（文章が）長いからそうなるのでは。このままではこの文書を受け取った事業者が一体何をすればいいのかわからないのではないか。
事務局（環境局次長）	「優れた」を除いてしまうと、「不十分である」という書き方がマイナスの書き方なので、優れた観点については、きちんと書いた方がいいのではないか。
境田委員	今の説明だと、「何々にかかる」という言葉はやはり不適切である。
事務局（環境局次長）	単純に、「創出は、〇〇という観点から優れているので、そのことについて明確に記載すること」などとすればよいのではないか。

安井委員	全体的事項、個別的事項については、全体事項と個別事項で十分に通じるので、この「的」は両方とも要らないのではないか。 この「的」は、おっしゃるとおり除いても通じると思う。
事務局（環境局次長）	では、できるだけわかりやすい文章にするということで「的」はつけないことにする。
江成会長	では、（2）がないので、全体事項の（1）も要らないのではないか。 ①については、「樹林地および草地・芝地の創出」を主語にして、この環境保全措置は生態系の創出という観点から優れている。だから、そのことについて明確に十分記載した方が良い、という趣旨で文章をつくり直したいと思うがよろしいか。
安井委員	そうすると、（1）を取ると、この①, ②, ③, ④, ⑤が個別事項の（1）と対応するということになるのか。そうなると、この環境評価のというのは、「記」の前に移動し、1の全体事項と2の個別事項に分かれるのか。
事務局（環境調整係長）	2個別事項で、（1), (2), (3) というレベルで整理しているが、それと同じレベルで、1全体事項（1）の「環境影響評価書の作成にあたっては、次の内容について記載、掲載を改めるよう求めるべきである。」としており、その下のレベルに①, ②, ③, ④がある。 「求めるべきである」という単位で括弧のレベルを合わせている。
持田副会長	そういうときは、（2）がなくても（1）をレベルとして入れる。両括弧が①より上のレベルだということなのか。
事務局（環境調整係長）	そういう考え方のもとで文章をつくった。
江成会長	では、この辺は事務局の文章作成上のいろいろなノウハウもあるようなので、内容については、先ほど申し上げたように修正するということで、体裁も含めて私と副会長に一任させていただいてよろしいか。 →（各委員了承） それでは、答申案に対して追加のご意見があれば、後ほど事務局に提供していただきたい。
事務局	（追加意見の〆切について連絡） 11月26日の金曜日の夕方5時まで
江成会長	その後答申書の作成の準備に入りたいと思う。 それでは、伊藤臨時委員はご審議ありがとうございました。 (伊藤臨時委員退席)

江成会長	「(仮称) 仙台市富沢駅西土地区画整理事業方法書について」に入る。 今回は3回目の審議である。次回4回目の審査会で答申案を審議したい。 それでは、説明をお願いする。
事務局（環境調整係長）	資料2-4について事務局から説明をする。その後、資料2-1, -2, -3について事業者から説明をする。 (資料2-4について説明) (資料2-1, -2, -3について説明)
事業者2	それでは、ただいまのご説明について委員の皆さんからご質問やご意見をよろしくお願いする。
江成会長	資料2-1, 11ページ, 資料2-3, 25ページ, 猛禽類の件で、資料2-1の方では、事業の供用後も繁殖地だけではなく休む場所などのことを考えられると書いてあるということは、資料2-3の25ページに書いてある動物（猛禽類）への影響、騒音の調査について、動物調査の結果により検討するというのは、工事期間だけではなくて、供用後のことも含めて検討すると読んで構わないか。
永幡委員	保全の検討については、まだ繁殖期1回の調査なので、今後、第1期の繁殖期を含めた繁殖期を1年間行って検討したいと考えている。先生の指摘があった騒音の影響については、工事中と考えているので、猛禽類の調査結果をみて、今後、近くで繁殖するかどうか、あるいは飛来の回数など、そのようなことから騒音に関しても判断して検討していきたいと思う。
事業者2	では、供用後にうるさいから飛来しなくなってしまうということは考えないということか。
永幡委員	うるさくなるという条件は、今のところは工事中と考えており、供用後については、交通量が増加するなどがあるが、重機の稼働といったような大きな負荷は想定していないので、事業予定地内の植生の変化や、あるいはまた、とまり木とか、これから調査結果を見て検討していきたいと考えている。
事業者2	どれくらいうるさくなったらやって来なくなるのか。
西田委員	わからない。鳥の種類にもよる。例えばチョウゲンボウなどの小型のタカで、人工物などにも営巣するようなものは結構うるさくても営巣する場合はあるのではないかと思うが、例えばチュウヒやノスリなどの大型のものは、うるさいということよりも、エサ場がなくなってしまうことや、市街地化で店舗ができたりということで近寄らなくなってしまうのではないかと思う。それをどう保全をするかといわれても難しい。保全するということをここで盛り込むのは、現実的ではないのではないかという気がする。
鶴見委員	ということは、そういう意味では、工事のときだけとりあえず問題が起きなければいいと考えざるを得ないということか。
永幡委員	ということは、そういう意味では、工事のときだけとりあえず問題が起きなければいいと考えざるを得ないということか。

鶴見委員	そういうことになってしまうよう思う。あとは供用後に、別な種類の猛禽類などに入れかわってくる可能性はあるので、このように環境が変わったらどうなったかということを環境アセスメントという観点から把握しておく必要はあると思う。今後、また仙台市の周辺で同様な事業を行うときの参考資料になると思う。
永幡委員	続けてもう1点伺いたい。まず確認であるが、資料2-3の24, 25ページあたりの騒音の部分であるが、(4)予測方法の重機の稼働のところに、等価騒音レベルの予測しか行わないように書かれているが、これは多分間違いで、等価騒音レベルも予測し、その上でL5も両方予測すると理解してよろしいか。
事業者2	はい。
永幡委員	それなら結構です。その上でその続きを伺いたい。「予測値は資材等の運搬、重機の稼働についてそれぞれ面的評価を行い、重合した面的評価を行う」となっているが、これはどのように足し合わせるのか。重機がうるさい時期と、資材の運搬がうるさい時期というのが大体合致するのであればそのまま足せばたぶん安全側に見ることができると思うが、ピークがずれていた場合、片方だけで見ると、騒音レベルは高いが、足し合わせてみると、他のときの方がレベルが高いということが起こり得る。その場合はどうするのか。一番最大限になることを想定して足し合わせるという考え方でよろしいか。
事業者2	資材の運搬と重機の稼働は順番になっていくと考えられる。今のところはまだ工事の重機等の稼働の計画は立てていないが、順番に工事を行うのでピークは一つではないかと予想しているが、それがずれた場合、重機の稼働がある時期にピークを迎える、資材の運搬がまた別の時期にピークを迎えるということであれば、ここは重機の稼働の計画を立てるところでそれは判断していきたいと思う。
永幡委員	要するに、とにかく一番最悪のことが起きたときに、何が起こるかというのを確実に評価してくださると解釈していいか。
事業者2	そのとおりである。
風間委員	まず、全体的にこの地域は都市の沖積低地である。そういう意味でいうと、地下水位がなく、田んぼだったところを土地化し、さらに西側には田んぼが残るわけである。造成をする際には土を入れるわけで、当然地盤沈下や地下水の影響を受けるとか、あるいは、最近雨がたくさん降るが、降った雨も水田なら降ってそのまでいいが、造成地に降った排水がどのくらいのキャパを有しているのかとか、そういう検討が必要になってくると思う。全般的にいろいろあるが、土を入れるという話が出ているが土工計画も出ていない。土工計画が出てないので、どこでどのくらい土が移動して、どのくらい沈

	<p>下しそうなのが今の時点では読めないので、どのくらい影響するかわからな いが、そういうことも初期の段階できちんと計画しないと後々問題になって くると思う。</p> <p>それと、計画が決まってない段階で、例えば地盤改良のことなどを書いて あるが、どういう地盤改良なのかがわからないので、その辺の大きな考え方 を含めて整理が必要かと思う。そのあたり、詰め方、完成度が低いような気 がする。</p>
事業者2	<p>先ほどの繰り返しになるが、資料2-2のスケジュールで説明したとおり、 現段階ではまだ基本計画、基本設計段階であり、土量の関係や地盤沈下の関 係については、今後、関係行政機関、仙台市と十分詰めて詳細な計画を立て ていきたいと考えている。</p>
江成会長	<p>計画がまだ固まっていない段階での方法書の記述ということなので、読み にくいところもあるが、今の段階で、方法を考えるに当たってこういうこと を気をつけた方がいいなど、アドバイスなどあればお願いしたい。</p>
風間委員	<p>ご存じだと思うが、名取川と笊川で挟まれた平地で田んぼのあるところを 改良してつくるわけなので、軟弱地盤であるし、地盤沈下や洪水などの災害 関係については、かなり計画の初期の段階から必要かと思う。それらをまず 押さえた上で土地利用のことがその上に乗つかってくるだろうと思う。</p>
安井委員	<p>風間委員の発言に対しての質問だが、笊川と名取川に挟まれているとい うことは、そこはもう概念としては河川敷だという考え方でよいのか。</p>
風間委員	<p>山から出てきた水がそこに土砂を運んできて、新しい年代に堆積した地盤 が堆積していることであるから、それは仙台平野全体がそうなっている。</p>
安井委員	<p>大きく言えば仙台平野全体が河川敷だということ。</p>
風間委員	<p>河川敷というか、沖積低地である。</p>
安井委員	<p>やはりそれをきちんと考慮した土木の計画や、環境に対する計画が必要だ ということ。</p>
風間委員	<p>そのとおりである。それから、見させていただくと、田んぼだけだったら よいが、ところどころ開発されているところがあることもあり、既存の宅地 に対する配慮なども当然必要になってくると思う。例えば1メートルとか2 メートル盛っただけでも沈下するような地盤もあるので、既存の宅地の周辺 でそれを行えば既存の宅地も一緒に沈む。</p>
江成会長	<p>今のことと若干かかわると思うが、前回、水田の保水機能についてのご質 問があつて、それに対する対応方針というのを説明されたが、中身がよくわ からなかった。資料2-1の8ページに文章は記述されているがもう一度説 明してほしい。</p>

事業者2	質問は植物についての、水田の保全機能ということで、それが対応していないということだったと思う。このことに関しては、水象の河川流に流出係数の変化を予測するとして、これで予測可能であるとした。
江成会長	流域に水田を含むというのは、これは方法書のどこの話なのか。
事業者2	方法書の224ページ選定しない理由で、植物の森林等の環境保全機能の部分である。平地においては水田を選択するようにマニュアルに記述されており、それに該当するということだった。水田においては、事業計画地域に水田が含まれる。全体を水象の項目の河川流のところで、流出係数の変化を予測するとし、それに対応して予測が可能であると判断した。
江成会長	ここは方法書を修正したのか。
事業者2	資料2-3の34ページ、表6-5水象（河川流）で、予測内容を土地の形状の変化に伴う河川流の水位、流量の変化の程度、流出係数等について予測するとしており、これで予測可能と判断している。
江成会長	流域という言葉はその予測内容のところに入っていない。34ページで流域という言葉の中に水田を含めるという説明か。
事業者2	流域という言葉はないが、調査の内容として、流域の雨水量、流出の浸透の状況などを調査し、事業予定地を含む範囲が笊川と名取川に挟まれる地域として、その全体からこの流出係数を判断するとしている。
持田副会長	資料2-3が第2回審査会の資料2-2と同一というのがよくわからなかつた。資料2-1にいろいろ対応が書いてあり、資料2-2でいろいろご説明が加わったので、これに伴って資料2-3も前回のものから書きかわるべきではないのか。例えば今の流域という言葉について、資料2-1で説明が入ってくれれば、資料2-3の対応箇所がバージョンアップされて今回出てくるべきだと思ったのだが、その辺の関係が理解出来ない。要するに資料2-3のいろいろな一覧表の赤字の修正というのは、前回と今回で何も書き変わっていないということか。
事業者2	資料2-3は、前回と同じものである。前回は5章、6章の予測調査に関する指摘が余り出なかったので、ご意見をいただきたいということで同じ資料を提出した。
持田副会長	同じ資料にしたということは、この表の赤字の部分は、前回から変更する必要を認めないと、そういうことか。
事業者2	そういうことではない。
江成会長	前回の議論が、どちらかというと、方法書の中身というよりは、居久根の話などそもそも論のような議論が多かったので、それで時間をとられてしまったという、経緯があったかと思う。したがって、前回と同じ資料だということだということだろう。

溝田委員	<p>資料2－1の12ページの一番上の4で、猛禽類が狩りを行う、猛禽類が生きていくためにはいろいろなエサとなる生き物が豊富にいないといけないということで、それを踏まえ、11ページにその対応方針として、いろいろな動植物の生息状況を把握しますと書かれている。実際にどういう動植物の調査をするのかは資料2－3の44ページの動物の調査に書いてあるが、赤字で書かれているところで、例えば（3）の調査地域等で、赤字で書いてあるところを読むと、「調査地域については、事業予定地の西側に連続している水田を対象とすることとし、道路を境とし西側一帯の水田を調査区域とする」と。これを読んでも全くわからない。「道路を境とし」、道路がどれなのかもわからないし、具体的にどういう生物でどういう調査をするのかというのを知らない、わかりにくいものになっているのではないかと思う。</p> <p>一番下に、図の6－6を参照ということで、48ページの方に図の6－6が掲載されていて大まかな調査範囲が示されているが、例えば魚に関しては名取川が入っていないのではないか。名取川の水辺が入っていないのではないかという気がする。しかし、環境配慮の方針には「名取川や笊川の水辺環境へ配慮する」と書いてある。調査もしないでどうやって配慮するのか。また、例えば昆虫だったら、どこでライトトラップをする、どこでベイトトラップをするとか、そういう細かいところが全く見えてこないし、調査のエリアも不明確、どこでどういう調査をするのかという方法も不明確、これでは調査ができないのではないかと思う。</p>
事業者2	<p>名取川については、植生調査はするが、仙台南部道路を挟み、粉じんの影響などは想定されるが、直接の影響はないのではないかということで、河川そのものの調査は予定していなかった。</p> <p>それから、道路境というようなことで指摘があったが、西側については、事業予定地に連続した水田があるので、それを対象としている。北側については、市街地も含めて笊川の親水護岸等があるので、これに対して調査をする。東側については、住宅地が連担しているので、植生についても影響は余りないということで、畠地等を含めて一部のところを調査地域とした。</p> <p>調査地点はまだ設定していないが、いろいろ調査をしてこれから地点を設定したいと考えている。</p>
溝田委員	<p>しかし、資料2－2の4ページの今回の事業の環境配慮の方針で、名取川の水辺環境の影響を最小限にするように配慮するときっちりと書かれているので、やはりそれは調査しないと配慮したかどうかということはわからないと思う。例えばオオタカ一つにとっても、例えば名取川に水生昆虫がいて、それを食べる魚がいて、その魚を食べる鳥や哺乳類がいて、初めてオオタカが食べられるような動物も出てくるのではないかと思うので、やはりそういう</p>

	<p>うところをきちんと調べていかないと動物、生態系全体への影響というのは見えてこないと思う。</p> <p>同じ資料2-3の44ページの動物のところと、46ページ、生態系にかかるところで、生態系の調査も動物の調査と同じような調査方法で動物相や注目種の調査を行うという理解でよろしいか。</p> <p>そうすると46ページの生態系では、(1)の調査内容に書かれていることを知りたいがために、(2)調査方法を設定するというふうに読み取れるが、その中を見ていくと、(2)調査方法の真ん中あたりで、「上位性にシマヘビ、典型性にニホンアカガエル等が挙げられ、特殊性の種は見当たらない。」それに続いて、「市街地における生態系については、生息種が都市鳥類やわずかな昆虫類に限られることから、現地調査の対象としないものとする」となっている。これはどのように読み取ったらよいのか。動物相は調査する、けれども、生態系としては調査しないと言っている。そのあたりが理解できない。</p> <p>事業者2</p> <p>調査区域を設定するにあたり、市街地は除外するという方向で設定していたが、市街地については、生態系の調査は、一部笊川等については現地調査をするが、特に影響を及ぼすようなことはないであろうということで記述した。生態系のことについては、全体が含むということ、先生のご指摘はそのとおりなので、今後、市街地を含めて十分に調査したいと思う。</p> <p>風間委員</p> <p>少し戻って資料2-3の40ページと41ページの土壤汚染についてであるが、記述がわからない。まず、この地域で土壤汚染として気にしている物質が、例えば重金属なのか、農薬なのか、あるいは有機化合物質なのか、大きく分けてその三つのうちどれなのか。それに対応し、それでは土壤汚染の調査をしなければならないが、例えば40ページの最初の行を見ると、「事業予定地の土地利用の履歴が不明である」ということを前提にし、だから次の事項を調査するということが書いてあるのに対して、例えば赤字の2行目のところ、「土地利用の履歴、周辺の土地利用を調査する」だとか、調査方法の下から2行目、「既存資料による土地利用の履歴を調査する」というふうに書いてあって、一体土地利用の履歴を調査するのかしないのか、この表を見ただけではわからない。</p> <p>それからもう一つ、41ページの土壤汚染について、先ほどの原因物質をどういうふうに考えるかということと関係するが、調査地域を事業予定地から500メートル範囲としている。これは一体どういう種類の土壤汚染を対象にしてこの区域を設定しているのか。むしろ逆に、地形・地質や地盤沈下</p>
--	---

	<p>の影響の方が土壤汚染の影響よりも広い範囲でとるべきだと思う。この範囲の設定の仕方は一体どういう根拠に基づいているのか。文章を読んだだけではわからない。地形・地質、地盤沈下は200メートルの範囲でとて、土壤汚染は500メートルであり、それはむしろ逆だと思う。</p> <p>また地盤のボーリングの箇所を15カ所で実施するとあるが、その根拠はどうなのか。例えば微地形区分を書いてみて、微地形がこういうふうに、この領域でこんなふうに分かれるから微地形区分ごとに何ヘクタールごとにとるとか、そういうことがあってしかるべきだと思う。例えば微地形図や、事業予定地の土地履歴などそういうものは、調べればわかるものであり、基本的な資料としてやはり方法書のベースになってくると思うので、追加していただきたいと思う。</p>
江成会長	<p>今のようなことは、事前調査にも出ていないということかと思う。土壤汚染の種類についてはどんなことを想定しているのかというのはどうか。</p>
事業者2	<p>土壤汚染については、直接土壤を改変するところは調整池としている。地形の土地利用の資料はなかなかなく、国土地理院の土地履歴などの調査をしているが、土地履歴については資料がなかった。切土分について、自然由来物質が出現した場合に土壤汚染の対象になると想っていたので、地下水に対する影響とか、そういう方に影響してくるのではないかと思い、土壤汚染の場合、広い範囲でとるべきだと判断していた。</p>
風間委員	<p>事業予定地以外のところは触らないのに、どうして500メートル範囲の土壤汚染を調査する必要があるのか。</p>
事業者2	<p>範囲としてはボーリング調査地点なので、実際のところは、これに関しての土壤汚染の範囲内では実態調査はしないということである。</p>
風間委員	<p>アセス制度上で、その事業区域よりも例えば500メートルを含む外のところまで土壤汚染の調査をしなさいとなっているのか。</p>
事務局（環境調整係長）	<p>仙台市のマニュアルでは、調査地域は事業予定地及びその周辺地域とすると書かれており、半径どのくらいにしたらいいかについて具体的な記載はない。</p> <p>地盤沈下については、掘削による地下水低下が10センチメートルの場合に地下水位低下が2センチメートルに範囲は、粘土層で約100から200メートル程度、砂層では400から1000メートル程度と記述されている。</p> <p>軟弱地盤の地域の場合は、盛土等の圧密沈下による地盤沈下が想定される範囲は狭い地域に区切られるとしている。</p> <p>そのほかに、地形・地質の調査範囲については、事業予定地から200メートルから数百メートル程度の範囲を基本とする。ただし、地形・地質の一体性と勘案し適時拡大するという書き方になっている。</p>

西田委員	質問したい。地下水の汚染はどの範囲で行うということはどこに書いてあるのか。一見したときに、土壤汚染が地下水汚染ではないのかと見えてしまう。あえて見ると、地下水の汚染をどの範囲でやるというのは、表6-5の(3)の2に、図6-4参照とあり、ボーリング地点は書いてあるが、逆に地下水汚染の調査範囲は、この図6-4の赤い範囲内にある15ヵ所ということ。
事業者2	地下水については、表6-5で水象（地下水）として予測評価をするものとし選択している。先ほど申したのは、切土において、土壤汚染の調査をし、有害物質が発生した場合には地下水汚染が考えられるので、そちらを選択するということである。
西田委員	35ページに6-5水象（地下水）とある。それで(3)に、2. 調査地点ということで、既存の井戸及び事業予定地のボーリング調査地点（15箇所程度）とするとあり、その図は、図6-4を見なさいと書いている。そこに事業予定区域内で15ヵ所で実施と書いている。ということは、地下水調査をこの予定地内で実施することではないか。
事業者2	地下水水位については、そういうことになる。
江成会長	地下水の汚染については、土壤汚染がわかった段階でやることではないか。40ページの上の方に調査内容の赤字の部分で「なお、土壤汚染調査において、有害物質が確認された場合は、地下水汚染を予測評価項目として選定する」と書かれている。
西田委員	そうすると、現時点では地下水調査をどの範囲でやるというのは書けないということか。
事業者2	資料2-3 表5-5（17ページ）に、水環境の細目地下水汚染の選定しない理由ということで、地下水汚染については、事業の実施により、地下水汚水に影響があるような工事または供用時において有害物質の使用、保管、処分等は想定されないことから、選定しないものとしたと書いている。ただし、40ページの土壤汚染に記載されているとおり、有害物質が確認された場合には地下水汚染を予測項目とするということにしている。
西田委員	そうすると、一番最初に質問があった、農業から発生する有害物質とか、クリーニング屋から発生する揮発性物質とかVOCとか、そういうものは周辺にはないということか。
事業者2	今のところないと考えており、ボーリング調査をし採土した箇所について土壤汚染の調査をするということにしている。
山本委員	土壤汚染を調べる場合は、深さはどれぐらいで実施する予定か。
事業者2	土壤汚染対策法では50センチだったかと思うが、最初は表層土壤で確かめる。

山本委員	それよりも深いところは実施しないのか。
事業者 2	それで土壌汚染が確認された場合は土壌汚染対策法に沿って調査したいと考えている。
山本委員	それならよい。
江成会長	今後の取り扱いであるが、先ほどこの議題に入るときに、次回、答申案の審議と申し上げたがどうか。
事務局（環境調整係長）	やはり方法書を読んでもなかなかよく読み取れない、わかりにくいところが結構あり、こうしてやりとりをしないとなかなか把握できずなかなか進まない可能性がある。答申を出す期限というのもあるので、なかなか簡単に動かすというわけにもいかないのは理解しているが、もう1回審査会を開催する余裕があるか。
江成会長	方法書の市長意見の提出期限が条例上、ただし書きの1ヶ月延伸を使っても1月21日になるという形である。次回は1月7日に審査会を予定しており、やはりもう1回という形になると年内にもう1回実施という形になるかと思う。現在、日程調査させていただいている状況では、12月27日月曜日15時からは、開催できる可能性がある。
事務局（環境調整係長）	総合計画の審議会も27日の予定で、三つぐらい時間帯の候補がある。その調整と、やはりご意見にきちんと説明できるように資料を整えるということが一番大事かと思う。追加のご意見等をいただき、それをきちんと反映させた形で資料の方を整えるという形にさせていただいて次の審査会に臨みたいと考える。
江成会長	日程的には12月27日、1月7日が候補である。 それでは、このまま1月7日に答申の議論、審議ということは不安を感じるので、12月27日に設定することにして、そこでおおよそ議論を終了し、1月7日に答申案の審議ができるようにということで、事務局、それから事業者の方も、12月27日までにいろいろな準備をお願いすることになるが、よろしくお願ひをしたい。
事務局	なお、委員の皆さんにも、できるだけ事前に質問を簡単でよいので、質問を出していただき、準備をきちんとしていただくように配慮していただければと思う。そういう方向でよろしいか。
江成会長	(追加意見について) 11月30日までに矛盾点、分かりにくいところの指摘を事務局までお願いしたい。(メモでよい)
事務局	各委員、忙しい時期にかかるかと思うがよろしくご協力願う。 (追加配布資料－2配布) ご欠席の委員から事前にいただいていた質問を配布した。

江成会長	では、この内容はこれを含めて委員の皆さんからご質問やご指摘をいただくというようにさせていただく。
事務局	<p>【次第4 事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新仙台火力発電所のリプレース準備書答申へのご意見は、11月26日（金）夕方5時までに事務局まで ・（仮称）富沢駅西の区画整理事業方法書への質問・ご意見は、11月30日（火）夕方5時までに事務局まで。 ・審議スケジュールは次回説明。 ・次回は12月27日開催を想定しているが、今後調整の必要があるため、決定次第連絡
事務局	<p>【次第5 その他】</p> <p>特に無し</p>
事務局	<p>【次第6 閉会】</p> <p>《審査会終了》</p>

平成 年 月 日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名